

審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程・改定（対照表／該当条項）

新（変更後）	旧（現行）
<p>(資格検定委員)</p> <p>第7条 各資格認定講習会の講師となり資格検定を行う検定委員は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央委員資格認定講習会については、会長が指名した者。</p> <p>(2) 地方委員資格認定講習会については、地連会長が指名した者。 <u>なお、当該年度の地区指導者講習会受講者を含むものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 資格の有効期間及び更新</p> <p>(資格の有効期間及び更新)</p> <p>第8条 資格の有効期間及び更新は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央委員資格の有効期間は原則として1年とし、更新のための講習会を受講して試験に合格することにより、さらに1年間更新することができる。その後も同様とする。なお、しかるべき理由で更新のための講習会を受講できなかった場合、次の1年間に限り資格を継続できる。</p> <p>(2) 地方委員資格の有効期間は3年とし、更新のための講習会を<u>有効期間内に</u>受講して試験に合格することにより、<u>有効期間年度後の次の</u>3年間更新することができる。その後も同様とする。</p> <p>2 前項(1)の更新のための講習会に関する事項については第5条(1)及び第6条を準用し、前項(2)の講習会に関する事項については、第5条(2)及び第6条を準用する。</p> <p>3 資格認定講習会を更新のための講習会と見なすことができる。</p> <p><u>4 更新のための講習会を年度を繰り上げて受講し、資格を更新した場合の有効期間は、その受講から3年間とする。</u></p> <p>4 更新のための講習会の受講者について、職務の遂行が困難と判定される場合は更新しないことができる。</p>	<p>(資格検定委員)</p> <p>第7条 各資格認定講習会の講師となり資格検定を行う検定委員は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央委員資格認定講習会については、会長が指名した者。</p> <p>(2) 地方委員資格認定講習会については、地連会長が指名した者。 なお、当該年度の地区指導者講習会受講者を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 資格の有効期間及び更新</p> <p>(資格の有効期間及び更新)</p> <p>第8条 資格の有効期間及び更新は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央委員資格の有効期間は原則として1年とし、更新のための講習会を受講して試験に合格することにより、さらに1年間更新することができる。その後も同様とする。なお、しかるべき理由で更新のための講習会を受講できなかった場合、次の1年間に限り資格を継続できる。</p> <p>(2) 地方委員資格の有効期間は3年とし、更新のための講習会を受講して試験に合格することにより、さらに3年間更新することができる。その後も同様とする。</p> <p>2 前項(1)の更新のための講習会に関する事項については第5条(1)及び第6条を準用し、前項(2)の講習会に関する事項については、第5条(2)及び第6条を準用する。</p> <p>3 資格認定講習会を更新のための講習会と見なすことができる。</p> <p>4 更新のための講習会を年度を繰り上げて受講し、資格を更新した場合の有効期間は、その受講から3年間とする。</p> <p>5 更新のための講習会の受講者について、職務の遂行が困難と判定される場合は更新しないことができる。</p>

<p>(資格喪失・復活)</p> <p>第 9 条 有効期間終了時点で前条の受講が行われない場合は、資格を喪失し、名簿から削除される。</p> <p>2 資格喪失後、新たに認定講習を受講し、検定試験に合格した者は有資格者となることができる。</p> <p>3 定年により中央委員資格を喪失した委員は、以後、認定講習を受講しなくとも地方委員に登録できる。</p>	<p>(資格喪失・復活)</p> <p>第 9 条 有効期間終了時点で前条の受講が行われない場合は、資格を喪失し、名簿から削除される。</p> <p>2 資格喪失後、新たに認定講習を受講し、検定試験に合格した者は有資格者となることができる。</p> <p>3 定年により中央委員資格を喪失した委員は、以後、認定講習を受講しなくとも地方委員に登録できる。</p>
<p>(資格停止・解除)</p> <p>第 10 条 有効期間中に新たに兼職を禁じる役職に就いた場合は、その時点で資格を停止するものとする。</p> <p>2 兼職を禁じる役職を退任した場合、資格停止は解除し、残りの有効期間中は資格を有する。なお、資格停止中の期間は有効期間に含まれるものとする。この間の事情は名簿に記録する。</p>	<p>(資格停止・解除)</p> <p>第 10 条 有効期間中に新たに兼職を禁じる役職に就いた場合は、その時点で資格を停止するものとする。</p> <p>2 兼職を禁じる役職を退任した場合、資格停止は解除し、残りの有効期間中は資格を有する。なお、資格停止中の期間は有効期間に含まれるものとする。この間の事情は名簿に記録する。</p>
<p>(登録・管理)</p> <p>第 11 条 登録者名簿の登録及び管理は以下のとおりとする。<b>なお登録は、年度ごととし前年度末とする。</b></p> <p>(1) 中央委員資格は、全弓連が登録、管理し、地連に写しを提供する。</p> <p>(2) 地方委員資格は、地連が登録、管理し登録者名簿の写しを全弓連に提供する。</p>	<p>(登録・管理)</p> <p>第 11 条 登録者名簿の登録及び管理は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央委員資格は、全弓連が登録、管理し、地連に写しを提供する。</p> <p>(2) 地方委員資格は、地連が登録、管理し登録者名簿の写しを全弓連に提供する。</p>
<p>附則 1 日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規程施行日ににおいて 70 歳以上の者は免除する。</p> <p>2 日体協公認弓道指導者資格の取得については、会長の承認を得て平成 32 年度末日まで猶予することができる。</p> <p>3 この規程は、平成 28 年 6 月 2 日制定、平成 29 年度に体制を整え、平成 30 年度から施行する。</p> <p>4 平成 28 年 11 月 29 日一部改訂（日体協資格）</p> <p>5 平成 30 年 3 月 11 日一部改訂（中央委員）</p> <p><b>6 平成 30 年 11 月 28 日一部改訂（地方委員資格更新）</b></p>	<p>附則 1 日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規程施行日ににおいて 70 歳以上の者は免除する。</p> <p>2 日体協公認弓道指導者資格の取得については、会長の承認を得て平成 32 年度末日まで猶予することができる。</p> <p>3 この規程は、平成 28 年 6 月 2 日制定、平成 29 年度に体制を整え、平成 30 年度から施行する。</p> <p>4 平成 28 年 11 月 29 日一部改訂（日体協資格）</p> <p>5 平成 30 年 3 月 11 日一部改訂（中央委員）</p>

公認資格認定制度・資料集 4 頁

資料No. 2 - 2

※当該年度地方委員資格認定講習会における公認資格認定者を記載する  
※資格有効期間 3 年。認定又は更新から 3 年目の年度末まで。継続される場合は更新後 3 年間。

有効期間

~~H29. 6～H33. 3. 31~~

~~H30年度（初年度）のための資格を、H29年度中に取得しておく必要があるので、各地連で早急にその体制を整えて来年度の計画を立ててください。~~

更新後有効期間

~~H32. 6～H36. 3. 31~~

資格を更新するには、有効期間内（例では H32 年度末まで）に必要な講習を受け、検定に合格しておく必要がある。~~H33. 6 更新の場合は、H33. 4～5 の期間は無資格となる。~~

日体協有効期限

日体協公認資格が失効すれば、有効期間内であっても資格を失うので、注意すること。~~施行年度の H30. 4 時点で 70 歳以上の場合は免除される。~~

※記事欄の「施行時の年齢」は平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢とする。

※この名簿は、前年度末に全弓連へ提出すること。

公認資格認定制度・資料集 4 頁

資料No. 2 - 2

※当該年度地方委員資格認定講習会における公認資格認定者を記載する  
※資格有効期間 3 年。認定又は更新から 3 年目の年度末まで。継続される場合は更新後 3 年間。

有効期間

H29. 6～H33. 3. 31

H30年度（初年度）のための資格を、H29年度中に取得しておく必要があるので、各地連で早急にその体制を整えて来年度の計画を立ててください。

更新後有効期間

H32. 6～H36. 3. 31

資格を継続するには、H32 年度中に必要な講習を受け、検定に合格しておく必要がある。H33. 6 更新の場合は、H33. 4～5 の期間は無資格となる。

日体協有効期限

日体協公認資格が失効すれば、有効期間内であっても資格を失うので、注意すること。施行年度の H30. 4 時点で 70 歳以上の場合は免除される。

※記事欄の「施行時の年齢」は平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢とする。

※この名簿は平成 29 年度 3 月（平成 30 年 3 月）までに全弓連へ提出すること。